

医療関係者の皆様への案内

病理診断科は、直接に紹介受診を受けることはありませんが、前医での病理標本が持ち込まれたときには検鏡し、術前の症例検討会や術中迅速診断時に組織像を参照して診断精度向上に活用しています。

”ADENOCARCINOMA”, “GROUP 5” などの検査報告書の文言のみではわからない情報を直接得ていますので、病理顕微鏡標本(スライドガラス標本、プレパラート)をぜひ紹介受診時にご用意(貸出)ください。

また、2016年4月から、「保険医療機関間連携による病理診断」制度の適用範囲が拡大され、個人開業医での病理診断をJR大阪鉄道病院・病理診断科が担当することも可能になりました。

衛生検査所(検査センター)にホルマリン固定検体からスライドガラス標本を作製する業務だけを外注委託し、顕微鏡診断は臨床研修指定病院などに委託する業務形態です。衛生検査所に外注した病理検査では150点の病理判断料が算定されるのに代わり450点の病理診断料と病理診断管理加算(1) 120点とが(依頼側病院に)算定されます。ただし、所定の書式に従って患者情報を病理医へ伝えるなどの「連携」の実体が必要です。病理診断を専門とする病理医が臨床医との間で密な情報交換をすることで、病理診断の精度を上げることが制度の本質と考えます。

詳細については、地域連携室にお問い合わせください。

■問い合わせ先■

連絡先

大阪鉄道病院 地域医療連携室

受付時間

月曜日～金曜日(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後6時

TEL:06-6628-2242(直通)

FAX:06-6628-4707(24時間稼働・不在時間を含む)